

# データ集

## ▼ 内部監査の結果

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
内部監査回数(回)	1	1	1	1	1
実施事業所数	6	6	6	6	6
軽微な不適合事項の数(件)	7	3	2	3	1
内部監査員数(名) <sup>*1</sup>	45	48	47	52	52
内部監査員数(名) <sup>*2</sup>	21	23	22	29	29

※1 社内の講習を受けた監査員数。

※2 社外の内部監査員養成講習2日間コース受講者数。2006年度のISO14001 全社統合を機に、社外講習受講によるレベルアップを図っています。

## ▼ 外部審査の結果

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
改善指摘事項の数(件)	0	0	0	0	1 <sup>*3</sup>

※3 今期は更新審査において、改善指摘事項カテゴリーBが1件ありました。速やかに是正処置計画書を提出し、更新手続きが完了しています(同時に2015年版への移行も完了)。

## ▼ 環境保全コスト (事業活動に応じた分類)

単位(千円)

分類	主な取り組みの内容	投資額		費用額	
		2015年度	2016年度	2015年度	2016年度
(1)事業エリア内コスト	環境負荷低減	63,856	188,432	147,400	142,501
内訳	(1)-1 公害防止コスト (水質汚染・悪臭防止(脱臭装置、防油堤等))	57,644	173,557	131,607	128,736
	(1)-2 地球環境保全コスト (省エネルギー、省資源(雨水回収槽等))	0	14,876	13,895	10,711
	(1)-3 資源循環コスト (廃棄物減量、リサイクル)	6,212	0	1,898	3,054
(2)上・下流コスト		0	0	0	0
(3)管理活動コスト	緑化、環境改善、ISO審査費、環境報告書作成費	13,058	0	11,171	14,533
(4)研究開発コスト	廃水からの資源回収の検討等	0	0	69,000	56,000
(5)社会活動コスト	環境保全を行う団体等に対する寄付、支援	0	0	100	600
(6)環境損傷対応コスト	施設賠償責任保険料等	0	0	3,827 <sup>*4</sup>	3,717
合計		76,915	188,432	231,498	217,351
	当該期の総投資額	1,091,499	768,262		
	環境投資率	7.0%	24.5%		

※4 施設賠償責任保険料等の金額について計上年度がずれており訂正しています。

### 環境保全コストの集計方法

集計範囲：ダイセキ本社と全事業所

対象期間：2016年3月1日～2017年2月28日

集計内容：〈投資額〉設備投資・研究開発費

〈費用額〉減価償却費および工事・維持費、人件費、ISO費用など

「環境保全コスト」の算出についての考え方：

- 社外の廃棄物を処理するための施設は、「環境保全コスト」に計上していません。
- 上記の施設に付帯する脱臭施設、集じん施設は、「環境保全コスト」に計上しました。
- 総投資額は設備投資のみとし、土地購入額は含みません。
- 上・下流コストは把握が困難なため、今回は算出対象外としました。
- 研究開発コストには、研究開発に従事する者の人件費を含みます。

## ▼ 労働力の内訳

単位(名)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
従業員合計	548	557	570	581	601 <sup>*5</sup>	
雇用形態別	正社員	523	529	542	547	559
	派遣・嘱託社員	24	27	27	31	37
	準社員・パート等	1	1	1	3	5
男女別	男性	458	488	498	508	524
	女性	65	69	72	73	77

注)毎年、2月末時点の数値。

※5 ホームページ等の従業員数は準社員と派遣社員を除いて595名としています。

## ▼ 環境保全に関する資格保有者数 (計156名) 2017年2月末時点

資格名	取得人数	資格名	取得人数
特別管理産業廃棄物処分課程	17	環境カウンセラー	1
特別管理産業廃棄物収集運搬課程	28	2級ピオトープ施工管理士	1
産業廃棄物中間処理施設技術管理者	19	ダイオキシン類関係公害防止管理者	1
特別管理産業廃棄物管理責任者	17	水質関係公害防止管理者	37
エネルギー管理士	3	大気関係公害防止管理者	11
環境計量士(濃度)	13	騒音関係公害防止管理者	1
環境計量士(騒音、振動)	5	臭気判定士	2

## ▼ 安全確保に関する資格保有者数 (計1,973名) 2017年2月末時点

資格名	取得人数	資格名	取得人数
甲種危険物取扱者	48	乾燥設備作業主任者	22
危険物取扱者(乙4)	437	フォークリフト運転技能講習	364
第一種衛生管理者	18	クレーン運転士	8
有機溶剤作業主任者	115	クレーンに関する講習・教育受講者	157
特定化学物質作業主任者	167	玉掛技能講習	171
酸素欠乏危険作業主任者	328	車両系建設機械運転	138

# サイト別パフォーマンスデータ

## ▼ エネルギー使用量とCO<sub>2</sub>排出量データ

事業所	CO <sub>2</sub> 排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	電気使用量(百万kWh)	重油使用量(千kL)	灯油使用量(千kL)	ガソリン使用量(kL)	都市ガス使用量(千m <sup>3</sup> )
名古屋事業所	13.1	8.1	1.3	0.2	82	855
北陸事業所	6.5	3.1	1.0	<0.1	23	-
関西事業所	4.8	4.7	-	<0.1	49	353
九州事業所	3.6	1.8	0.2	<0.1	34	-
関東事業所	4.8	3.3	-	0.4	39	-
千葉事業所	0.4	0.1	-	<0.1	10	-

## ▼ 水質データ

事業所	pH		BOD(mg/L)		SS(mg/L)		n-hex(mg/L)	
	基準値	平均	基準値	平均	基準値	平均	基準値	平均
名古屋事業所	5超え9未満	8.0	160以下	9.0	200以下	30	5以下	<1
北陸事業所	5.8を超え8.6未満	7.3	(日間平均)30以下 (最大)40以下	2.5	(日間平均)70以下 (最大)90以下	11.5	5以下	0.6
関西事業所	5超え9未満	7.0	600以下	93	600以下	111	5以下	<1
九州事業所	5~9	7.0	600以下	14	600以下	17	5以下	<1
関東事業所	5.7~8.7	7.7	300以下	11	300以下	26	5以下	<0.5
千葉事業所 <sup>*6</sup>	5.8を超え8.6未満	-	20	-	40	-	鉱油類3、動植物油5	-

※6 千葉事業所は、雨水以外は排出しないため測定していません。またpHなどに関して基準値はないため、参考値として排水量30m<sup>3</sup>/日以上の上水道に適用される値を記載しています。

## ▼ 大気汚染物質データ (年2回測定値の平均)

事業所	ばい煙発生施設の種類の	SOx(Nm <sup>3</sup> /h)		NOx(ppm)		ばいじん(g/Nm <sup>3</sup> )	
		基準値	実績	基準値	実績	基準値	実績
名古屋事業所	小型ボイラーNo.1	0.229	都市ガス使用により測定せず <sup>*8</sup>	150	30	0.05	<0.001
	小型ボイラーNo.2				27		<0.001
	小型ボイラーNo.3				34		<0.001
	小型ボイラーNo.4						
北陸事業所	乾燥機	0.791	0.077	230	54	0.1	0.008
	小型ボイラー(リサイクルセンター)	0.042	0.003	180	23	0.15	0.002
関西事業所	ボイラー	2.88	1.3	180	94	0.3	0.013
	乾燥機	5.51	1.3	230	54	0.2	0.023
九州事業所	小型ボイラー	q=K×10 <sup>-3</sup> ・He <sup>2</sup> <sup>*7</sup>	都市ガス使用により測定せず <sup>*8</sup>	150	20	0.1	<0.001
関東事業所	小型ボイラーNo.1	0.09	0.015	260	65	0.3	0.01未満
	小型ボイラーNo.2	0.09	0.017		64		0.01未満
	小型ボイラーNo.3	0.06	0.015		36		0.01未満
千葉事業所 <sup>*9</sup>	小型ボイラーNo.1	1.01	<0.001	180	47	0.3	<0.001
	小型ボイラーNo.2				45		<0.001
	小型ボイラーNo.3				51		<0.001
	小型ボイラーNo.4				18		<0.001
	小型ボイラーNo.5						
対象施設なし							

※7 SOx基準値は、K:地域ごとに決められた固定値と、He:補正排出口高さ(m)で計算しています。He計算には、煙突出口の排出速度と排出ガス量の実測値を用いるため、基準値は通常、測定ごとに変化します。例外として、煙突に陣笠をつけた場合、Heは補正なしで煙突の実際の高さで計算するため、固定の基準値としています。

※8 ボイラー燃料である都市ガスにS(硫黄分)は含まれないため、SOx排出の可能性はありません。小型ボイラーは、NOxばいじんの基準値は、当面の間、適用猶予されています。

※9 千葉事業所は「ばい煙発生施設」に該当しない簡易ボイラーに変更しています。